明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六一）　一
〔省　令〕
○農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　二
〔規　則〕
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委九）　五
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一八九）　三〇
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二三三）　四五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同二三四）　五一
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一二七四）　五三
○土地基本方針を告示する件（国土交通九六三）　五三
○枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（同九六四）　五九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
会社その他
会社決算公告　一二五
一二八

府令

○内閣府令第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十条の二第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄